

# 公益財団法人こどもみらい財団奨学金給付規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人こどもみらい財団（以下「当財団」という。）の定款第4条の規定に基づく奨学金の給付についての事項を定め、その業務の適正かつ確実な運営を図ることを目的とする。

### (奨学生の資格)

第2条 当財団の奨学生となる者は、児童教育や福祉に携わることを目的に知識や技術を習得するため学校に通う全国の学生で人物、学業ともに優秀で、かつ、学資の支弁が困難と認められる者でなければならない。

### (奨学金の額)

第3条 奨学金の額は、月額25,000円とする。

### (給付期間)

第4条 奨学金の給付期間は、1年間とする。

## 第2章 奨学生の採用及び奨学金の交付

### (願書の提出)

第5条 奨学生志望者は、次に掲げる書類を当財団に提出するものとする。

- (1) 奨学生願書
- (2) 在学証明書
- (3) 作文

### (奨学生の採用決定)

第6条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会において書類選考及び面接を経て選考を行い、理事会の決議にて決定し学校長及び本人に通知する。

### (交付方法)

第7条 奨学金は、原則として偶数月に2ヶ月分をあわせて直接本人に交付する。ただし、特別の事情のあるときは、数カ月分をあわせて交付することができる。

### (奨学金の休止及び停止)

第8条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、学校長の意見を徴して奨学生の給付を休止する。

- 2 奨学生の学業又は性行等の状況により必要があると認めるときは、奨学金の給付を停止する。

(奨学金の復活)

第 9 条 前条の規定により奨学金の給付を休止又は停止された者が、その事由が止んで、在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の給付を復活することがある。ただし、休止又は停止されたときから 1 年を経過したときはこの限りでない。

(奨学金の廃止)

第 10 条 奨学生が次のいずれかに該当すると認められるときは、奨学金の給付を廃止することができる。

- (1) 傷病のため成業の見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 奨学金の使途が適当でないとき。
- (5) 休学が適当でないとき。
- (6) 退学したとき。
- (7) 在学学校で処分を受けたとき。
- (8) 第 5 条ならびに第 12 条の内容に虚偽があったとき。
- (9) その他第 2 条に定める奨学生としての資格を失ったとき。

(奨学金の減額又は辞退)

第 11 条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て、奨学金の減額又は辞退を申し出ることができる。

### 第 3 章 奨学生の義務

(届出義務)

第 12 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当財団に直ちに届出なければならない。

- (1) 傷病その他の事故により 1 カ月以上欠席したとき。
- (2) 休学、復学、退学したとき。
- (3) 本人の住所、その他重要な事項に変更があったとき。

(返済)

第 13 条 奨学金については、返済の義務を課さない。

- 2 第 10 条各号のいずれかに該当する場合において、奨学生の資格に著しく欠けると認められるときは、既に給付した奨学金の返済を求めることがある。

### 第 4 章 補則

(実施細目)

第14条 この規程の実施について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

この規程は、当財団が公益認定を受けた日から施行する。